

教育関連予算の確保及び拡充を求める意見書

子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化の解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において35人以下学級が実現することとなり、2026年度からは中学校も引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として検討にとどまっています。

また、2024年12月に文部科学省が発表した就学援助実施状況調査では、公立小中学校児童生徒総数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合は、全国で13.66%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.59%（5.7人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などといった保護者の負担が減少せず、地方交付税で措置されている教材費や図書費についても地方公共団体によってその措置に格差が生じています。

また、高等学校等における就学支援金の所得制限は撤廃されることになったものの、奨学金制度を利用せざるを得ない子供や経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて、就学援助制度や奨学金制度を拡大させていく必要があります。

よって、国におかれましては、義務教育費の無償化、早急かつ実効性のある教職員の超勤・多忙化の解消、30人以下学級の実現など、学校が豊かな学びの場となるよう、教育関連予算の確保及び拡充、就学保障の充実を図られますよう下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 給食費、修学旅行費、教材費などによる保護者の負担解消や、地方交付税で措置されている図書費などについて十分な予算の確保及び拡充を図ること。
- 2 就学援助制度や奨学金制度のさらなる拡大など、就学保障の充実に向け、十分な予算の確保及び拡充を図ること。
- 3 小学校、中学校、高校における30人以下学級の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定し、当面、中学校、高校への35人以下学級拡大を図ること。
- 4 増加し続ける不登校やいじめ、自死など子供たちの解決すべき問題を改善するため教職員定数の改善や加配教員の増員を図るとともに、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保及び拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月25日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣